

千葉県報		号外	令和元年 7 月 29 日
主 要 目 次		選挙管理委員会告示 〇 銚子市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てに対する裁決	
選挙管理委員会告示		千葉県選挙管理委員会告示第二十一号 令和元年五月三十日付けをもって銚子市新生町一丁目四番地工藤忠男から提出のあつた平成三十一年四月二十一日執行の銚子市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てに対し、次のとおり裁決した。 令和元年七月二十九日	
裁 決 書		千葉県選挙管理委員会委員長 長谷川 康 雄 審査申立人 工藤 忠男 千葉県銚子市新生町1丁目4番地	
主 文		上記審査申立人から、令和元年5月30日付けをもって提起された平成31年4月21日執行の銚子市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は次のとおり裁決する。	
本件審査の申立てを棄却する。		審査の申立ての要旨	
審査申立人（以下「申立人」という。）は、平成31年4月21日執行の銚子市議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）について同年4月24日に銚子市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に対し、当選の効力に関する異議の申出をしたところ、市委員会は令和元年5月21日にこの異議の申出を棄却する旨の決定をし、同日、申立人に対して決定書（以下「市決定書」という。）を交付した。		申立人はこの決定を不服として、当委員会に対し、当選を無効とする旨の裁決を求めて審査の申立てをしたものである。	
その理由とするところを要約すれば、次のとおりである。		1 市決定書別表にある投票の効力について	
		(1) 「石神みつやす」票、5票について 「石神」姓の候補者が1人おり、この5票の投票用紙の「石神」はこの「石神」候補者を指していると考えられ、名前部分の「みつやす」と合わせて考えると、2人の候補者を同一投票用紙に書かれた混記票で、「石上みつやす」候補者の有効票ではなく無効票と考えるのが妥当である。仮に無効でないにしても、投票者の意思は石神候補者に投票したことを排除できないので、按分票にまわすべきである。 (2) 「石山みつやす」「石川みつやす」「石毛みつやす」票について このような姓の候補者はなく無効である。 (3) 「石上充やす」「石上光やす」票について このような名の候補者はなく無効である。 (4) 「石ヒみつやす」「石上ゆちやす」「石上みつろ」「えがみみつやす」「石上みつよし」票について 「石ヒ」「ゆちやす」「みつろ」「えがみ」「みつよし」という候補者がいなく無効である。 2 按分票について 市委員会の決定を仮に妥当とするならば、按分票13票のうち石上票と書かれた9票についても石神の可能性を排除すべきでなく、これら全て「いしがみ」票として計算すると、「石神よしあき 2138、367票」、「石上ともひろ 1324、945票」、「石上みつやす 902、687票」となる。	
裁 決 の 理 由		当委員会は、本件審査の申立てを適法なものと認め、市委員会から弁明書及び関係書類を、申立人からは反論書をそれぞれ徴した。さらに、市委員会の保管する本件選挙の投票について、申立人、市委員会の委員及び職員、利害関係人石上允康（以下「関係人」という。）の代理人の立ち合いのもと、職権で令和元年7月14日に一部の投票の開披点検を行い、慎重に審理した。 その結果は、次のとおりである。 1 審査申立ての経緯等について (1) 平成31年4月24日に申立人が、市委員会に対し本件選挙に係る当選の効力に関する異議の申出を行った。 (2) 市委員会は、令和元年5月14日に、申立人及び関係人の代理人の立ち合いのもと、一部投票（関係人の有効票900票、申立人の有効票904票、按分票13票、点字票9票、無効票384票、合計2,210票）の開披点検を実施した。開披した投票のうち、別表1（市決定書別表）にある22票を効力判定に疑義がある指摘票として抽出した。 (3) 市委員会は、令和元年5月21日に本件選挙に関する異議の申出を棄却する決定を行った。	

令和元年 7 月 29 日（月曜日）

千葉県報

号外第 1 5 号

令和元年7月29日（月曜日）	
報	（4） 申立人は、令和元年5月30日に市委員会の決定を不服として、当委員会に対し、当選を無効とする旨の裁決を求めて審査の申立てをした。
	（5） 当委員会は、市委員会から弁明書の提出を受け、申立人から反論書の提出を受け慎重に審理を行った。
県	（6） 当委員会は、令和元年7月14日に、申立人、市委員会の委員及び職員、関係人の代理人の立ち合いのもと、一部投票（関係人の有効票900票、申立人の有効票904票、石神嘉明の有効票2, 132票、石上友寛の有効票1, 321票、按分票13票、無効票384票、合計5, 654票）の開披点検を実施した。
	2 開披点検の結果について 当委員会が行った開披点検の結果、本件選挙における当選の効力に影響を及ぼすおそれがある投票については、以下のとおりである。
県	（1） 開披点検を行った5, 654票について、確認を行ったところ、いずれも選挙録に記載されている票数と相違はなかった。
	（2） 申立人の有効票の中で、別表2のとりの投票が存在することを確認した。
県	（3） 関係人の有効票の中に、別表1（市決定書別表）の1から21の投票が存在することを確認した。なお、別表1（市決定書別表）の22の投票が按分票の中に存在することを確認した。
	（4） 石神嘉明の有効票の中に、「石上よしあき」等、姓を「石上」と誤記した投票が35票存在することを確認した。また、「石神」と姓のみ記載した投票が27票存在した。なお、一部の例を示すと別表3の1から6のとおりである。
千	（5） 石上友寛の有効票の中に、「石神ともひろ」等、姓を「石神」と誤記した投票が12票存在した。なお、一部の例を示すと、別表3の7及び8のとおりである。
	3 当委員会の判断について 投票の効力の決定について、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）は、第67条後段において、「第68条の規定に反しない限りにおいて、その投票した選挙人の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない。」と規定している。この趣旨は、「投票の記載から選挙人の意思が判断できるときは、できる限りその投票を有効とするように解すべきであり、投票に記載された文字に誤字、脱字や明確を欠く点があり、投票の記載が候補者の氏名と一致しない場合であっても、その記載された文字を全体的に考察することによって選挙人がどの候補者に投票する意思をもって投票をしたかを判断し得るときには、右投票を当該候補者に対する有効投票と認めるのが相当である。そして、投票を二人の候補者氏名を混記したものととして無効と解するのは、当該投票の記載がいずれの候補者氏名を記載したのか全く判断し難い場合に限られるものというべきであって、そうでない場合には、いずれか一方の候補者の氏名に最も近い記載のものはこれを当該候補者に対する投票と認め、合致しない記載はこれを誤った記憶によるものか、又は単なる誤記によるものと解すべき
号外第15号	

である。」（平成4年7月10日最高裁判決）とされている。

さらに、「特段の事由によるものを除き、選挙人は1人の候補者に対して投票する意思をもってその氏名を記載するものと解すべきであるから、投票を2人の候補者氏名を混記したものととして無効とすべき場合は、いずれの候補者氏名を記載したか全く判断し難い場合に限るべきであって、そうでない場合は、公職選挙法第68条第5号7号に該当する無効のものでない限り、いずれか一方の氏名に最も近い記載のものはこれをその候補者に対する投票と認め、合致しない記載はこれを誤った記憶によるものか、または単なる誤記になるものと解するを相当とすべきである。」（引用文中「公職選挙法第68条第5号、第7号」は、現行は「公職選挙法第68条第1項第6号、第8号」である。昭和32年9月20日最高裁判決）とされている。

また、按分票について、公選法第68条の2で「同一の氏名、氏又は名の公職の候補者が二人以上ある場合において、その氏名、氏又は名のみを記載した投票は、前条第一項第八号の規定にかかわらず、有効とする。」とし、これを按分票として各候補者等に帰属させることを規定している。これは、「同一の氏名、氏又は名の候補者につき、字又は訓による同一の氏名、氏又は名のみを記載した投票が、本条に該当して有効として按分されるのであって、同一でない部分が一部でも記載されたもの、又は同一である氏又は名の一部のみを記載したものは、本条の適用をうけるものではない。」（「逐条解説公職選挙法（上）（ぎょうせい）安田充・荒川敦編著」615頁）とされている。

このような観点から、審査申立書及び反論書で申立人が主張する投票についての効力を検討する。

（1） 「石神みつやす」票について（別表1（市決定書別表）1から5の投票）
ア 申立人は、「石神」姓の候補者と「みつやす」名の候補者が混記されているので無効票であると主張する。

しかし、昭和28年6月13日東京高裁判決（昭和30年4月27日最高裁判決確定）において、候補者中に「伊東幸吉」と「伊藤和子」がある場合に、「伊東」、「伊藤幸吉」と記載された投票は、いずれも伊東幸吉に対してなされた投票と認むべく、（中略）他の候補者伊藤和子に対してなされたものと認むべきでないことが明らかと判示されている。

これを、本件選挙において当てはめると、「石神みつやす」と記載された投票は、選挙人が「石上みつやす」候補1人への投票意思を有して行ったものと認められ、「石上みつやす」の有効投票と認めることが相当である。

また、当委員会が行った開披点検において、石神嘉明の有効票の中に、「石上よしあき」等、姓を「石上」と誤記した投票が35票存在し、石上友寛の有効票の中に、「石神ともひろ」等、姓を「石神」と誤記した投票が12票存在していることに鑑みれば、銚子市内においては、「石上」姓と「石神」姓を混同又は誤記する可能性があることを否定できない。

そのため、当委員会としては、「石神みつやす」票は、姓を「石神」と誤記した「石上みつやす」の有効票と判断する。これは、前述の昭和３２年９月２０日及び平成４年７月１０日最高裁判決の主旨とも合致するものである。 Ⅰ 申立人は、「石神みつやす」票が、仮に無効でないにしても投票者の意思は石神嘉明に投票したことを排除できないので按分票とすべきと主張する。 しかし、同一の氏名、氏又は名のみ記載した投票が按分されるのであって、同一でない部分が一部でも記載されたものは、按分されないことは上記３の公選法第６条の２の解釈運用のとおりである。 (２) 「石山みつやす」「石川みつやす」「石毛みつやす」「石上充やす」「石上光やす」「石ヒみつやす」「石上ゆちやす」「石上みつろ」「えがみみつやす」「石上みつよし」票について(別表１(市決定書別表) ６から２１の投票) 市委員会は、弁明書において「昭和２５年７月６日最高裁判決において、『投票は何人かを選挙しようとする選挙人の意思を表現しようとする手段であるから、たとい投票に記された文字に誤字、脱字があり又は明確を欠く点があっても、その記された文字の全体的考察によって当該選挙人の意思がいかなる候補者に投票したかを判断し得る以上、これを有効投票として選挙人の投票意思を尊重することが、すべての選挙を基調とする代表制民主主義政治の根本理念に合致するものと言ふべきである。』とされており、高齢な選挙人が増加傾向にある中で、本市においても従来から選挙人の意思を可能な限り斟酌するようしてきたところである。今回の事案において、票の再点検調査を実施した中で疑義があるとして指摘を受けた票は計２２票あったが、うち１６票は氏又は名の一文字が誤って記載されたもので、他の文字は明確に記載されていることから当該候補者の有効票と判断した。その他の６票のうち、文字の一部が明確性に欠ける５票については、明確性に欠ける部分が当該候補者の漢字表記における氏名の一文字分であるため、また投票全体の記載から当該候補者の有効票として判断した。」と主張している。 当委員会としても、市委員会の主張は、公選法及び判例の趣旨に照らし、合理的であり是認するものである。 なお、別表２にあるとおり申立人の有効票の中にも誤記がある投票は存在しており、記載の正確性のみを追求することは、いたずらに、無効票を増加させることにながり、公選法の主旨に沿わないと考える。 以上より、申立人の指摘する「石山みつやす」等の投票は、いずれも関係人「石上みつやす」の誤記と認めることができるため、関係人の有効票と判断する。 (３) 按分票について 申立人は、按分票１３票のうち「石上」と漢字で書かれた９票についても石神の可能性を排除すべきでなく、これら全て「いしがみ」票として計算すると、「石神よしあき ２１３８．３６７票」、「石上ともひろ １３２４．９４５票」、「石上みつ	やす ９０２．６８７票」となると主張する。 しかし、前述の昭和２８年６月１３日東京高裁判決(昭和３０年４月２７日最高裁判決確定)にあるとおり、「石上」と記載された投票を、石神嘉明の有効票とし、按分票とすることはできない。 なお、石神嘉明の有効票の中に、「石神」と姓のみ記載した投票が２７票存在していたことを附記する。 以上のとおりであるので、申立人の主張を認容することはできない。 よって、当委員会は主文のとおり裁決する。 令和元年７月２９日 千葉県選挙管理委員会委員長 長谷川 康 博
--	--

別表1(市決定書別表)

4	3	2	1	番号
候補者氏名 石神 みつやす	候補者氏名 石神 みつやす	候補者氏名 石神 みつやす	候補者氏名 石神 みつやす	投票の記載

8	7	6	5	番号
候補者氏名 石川 みつやす	候補者氏名 石山 みつやす	候補者氏名 石山 みつやす	候補者氏名 石神 みつやす	投票の記載

12	11	10	9	番号
候補者氏名 石毛みつやす	候補者氏名 石川みつやす	候補者氏名 石川みつやす	候補者氏名 石川みつやす	投票の記載

16	15	14	13	番号
候補者氏名 石上光やす	候補者氏名 石上光やす	候補者氏名 石上光やす	候補者氏名 石上光やす	投票の記載

20	19	18	17	番号
候補者氏名 えがみみっす	候補者氏名 石上みっす	候補者氏名 石上みっす	候補者氏名 石上みっす	投票の記載

22	21	番号
候補者氏名 いひがみ	候補者氏名 石上みっす	投票の記載

別表2

4	3	2	1	番号
候補者氏名 くどうただし	候補者氏名 くどうたあ	候補者氏名 エ藤ヨシヲ	候補者氏名 くどう忠男	投票
	7	6	5	番号
	候補者氏名 くど忠男	候補者氏名 くど忠男	候補者氏名 エ藤志雄	投票

別表3

番号	1	2	3	4
投票	候補者氏名 石上よしあき	候補者氏名 石上よしあき	候補者氏名 石上よしあき	候補者氏名 石神
番号	5	6	7	8
投票	候補者氏名 石神	候補者氏名 石神	候補者氏名 石神ともひろ	候補者氏名 石神ともひろ

購読料 月ぎめ 一部一箇月、四〇〇円（送料を含む。）

本号 一部 二四円

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

定期購読申込先

一部売り申込先

千 葉 県

〇四三（二二三）二一五二

〇四三（二二三）二六五八